

# 飲酒運転撲滅担う運転代行業

## トピックス

### 全国で8866社、個人事業者が大半

### 料金明確化のため運賃メーター義務化へ

飲酒などの理由から車の運転ができなくなった者の代わりに、車を運転し、車を目的地まで送る運転代行業は、2002年6月から道路交法が改正され、飲酒運転の罰則が強化されたに伴い、全国で事業者数が増えている。国土交通省によると、2002年時点で全国で運転代行業者は4184事業者であったが、現在、8866社あり(2015年時点)と大平が個人事業者である。

認定申請の手数料は 関の発達と反比例する業者。 1万3000円 関係にある。圧倒的に 多いのは沖縄県で75 車(随伴車)1台を使 運代行は2人1組 運代行事業者の数 9存在し、全国で最も 行われる。顧客が 地域は公共交通機 少ないのは東京で84事 頼を受け、居酒屋 などの待ち合わせ せ場所)に2人で 随伴車で向か いる、2人のうち の1人は顧客を 乗せた車を運転 して(顧客も同 乗)目的まで 走り、もう一人 は随伴車で目的 地まで走る。顧 客に車を返した 後、2人で随伴 車で営業所に戻 る。

以前は運転代 行業を行うのに 法規制がなかつ たが、2002 年の道交法改正



代行事業者・東武代行(栃木県宇都宮市)のドライバーと車両

以前は運転代 行業を行うのに 法規制がなかつ たが、2002 年の道交法改正

とともに運転代行業に 事は想像されている以 関する法律がで、都 道府県の公安委員会の 認可がなければ営業す ることができません。 また、2004年6 月からは顧客の車を運 転するのにタクシーと 同じ二種免許が必要と なった。

運代行業を行うに は警察へ認定申請し、 認定されれば事業を始 めることができる。手 数料は1万3000 円。比較的手頃なこと もあり、個人で申請す るケースが多いよう だ。

また、職業としてド ライバーのテクニッ クが重要な要素 だ。 運代行は随伴車の ドライバーと2人1組 で仕事をするので、前 方を走る車が、とっさ に判断で急停止する と、背後に着いて走る 随伴車が事故を起こす ケースもある。

公設社団法人全国運 転代行協会を後押しす るJTD共済の担当者 は、運代行という仕 業は、

「運代行業は単に 金を4980円、5キ ロを超え20キロまで は1キロごと450円 の命と財産を守るド ライバーとしての高い 技術とお客様への応 対、サービス業として の自覚が必要です」(JTD共済)

大阪のB社では初乗 り料金について3キロ 未満で2000円、3 キロ以降は1キロごと に200円を加算して いる。

運代行業者が多い 沖繩のC社では4キロ までは1000円、4 キロを超えた分につい ては1キロごとに20 0円を加算している。

料金の仕組みがまち まちなことから、国交 省は今年4月に、料金 制度に関するガイドラ インを策定し、料金制 度の明確化に向けた協 力を呼び掛けている。

基本的には距離制運賃 を適用することとし、 時間料金・定額料金の 特約があった場合はこ れらを適用することが できる。と示している。

また、国交省では料 金の明確化を実現する ため、2020年まで に運代行業者にタク シーのような料金メー ターの設置義務付けを 検討している。

料金は地域、 会社によってバラツキ が大きい。また、職業としてド ライバーのテクニッ クが重要な要素 だ。 運代行は随伴車の ドライバーと2人1組 で仕事をするので、前 方を走る車が、とっさ に判断で急停止する と、背後に着いて走る 随伴車が事故を起こす ケースもある。

### 毎回車種が異なるため、

### 高度な運転技術が必要